

○ 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（附則第六条関係）

改正案	現行
<p>（銀行の営業所の認可で課税しないものの範囲） 第六条 法別表第一の第二十四号(三)ロ及び(四)ロに規定する政令で定める認可は、次に掲げる認可とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（銀行の営業所の認可で課税しないものの範囲） 第六条 法別表第一の第二十四号(三)ロに規定する政令で定める認可は、次に掲げる認可とする。</p> <p>一・二（略）</p>

